

SU19519 実践力Power Up講座 供託法 司法書士法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
110		別紙①に差替え		20/03
112	■ 登録拒否事由 ③	③ 身体又は精神の衰弱により司法書士の業務を行うことができないとき	③ 心身の故障により司法書士の業務を行うことができないとき	20/03
114		別紙②に差替え		20/03
115	ページ中央の表 c欄	身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき	心身の故障により業務を行うことができないとき	20/03

第1章 司法書士となるための要件

第1節 実質的要件（資格）

■ 司法書士となる資格を有する者（4）

- ① 司法書士試験に合格した者
- ② 法務大臣による資格認定者

■ 欠格事由（5）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者（注1）
- ② 未成年者（注2）
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者（注3）
- ⑤ 第47条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- ⑥ 懲戒処分により公認会計士の登録を抹消され、又は土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、これらの処分の日から3年を経過しない者（注4）

（注1）執行猶予期間中の者は、欠格事由に該当する（昭25.9.13民甲2562号）。

一方、執行猶予期間を満了した者は、刑の言渡しの効力が失われ、刑に処せられたことにならないので、欠格事由には該当しない。

（注2）婚姻により成年に達したものとみなされた者であっても、欠格事由に該当する。

（注3）分限免職は欠格事由に該当しない。

懲戒免職：国家が公務員の義務違反に対して国家公務員法上の秩序を維持するために行う。

分限免職：公務員が職務上の義務を果たすことができない場合に処せられる。

ex. 精神疾患を理由に長期間休職している場合等

（注4）

公認会計士	}	→	<u>登録抹消</u>	
土地家屋調査士				
弁理士				
税理士				
行政書士				
		→	<u>業務禁止</u>	cf. 業務停止と区別

■ 関連知識 ■ ー非司法書士等の取締りー

- 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く）は、司法書士の業務を行つてはならない（73 I 本文）。

五 登録の取消し

■ 登録の取消事由

	登録の取消事由	登録審査会の 議決の要否 (16 Ⅲ・10Ⅰ 後段)	審査請求の 可否 (17・12Ⅰ)
必要的 取消事由 (15Ⅰ)	① その業務を廃止したとき (注1) ② 死亡したとき ③ 司法書士となる資格を有しないことが 判明したとき ④ 第5条各号 (第2号を除く) のいずれ かに該当するに至ったとき (注2)	×	○
裁量的 取消事由 (16Ⅰ)	① 引き続き2年以上業務を行わないとき ② 心身の故障により業務を行うことがで きないとき (注3)	○	○

(注1) 所属書士会を退会した場合

→ 「業務廃止」にあたらぬ。

cf. また、次の裁量的取消事由にも直ちに該当するわけではないが、司法書士会を脱会すると、業務ができないので、それが2年以上継続すると裁量的取消事由に該当する。

(注2) a 次の場合は、5条各号に該当しない。

ア 破産手続開始決定の申立を受けただけ (まだ決定を受けていない。)

イ 社労士を兼業していた者が懲戒処分により社労士の失格処分を受けた場合

b 懲戒処分中の「業務禁止」を受けると、その日から3年を経過しない間は5条5号にあたるので、必要的取消事由となる。

→ 局長から連合会へ通知される。

(注3) 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を經由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

登録の取消処分権者は日本司法書士会連合会であり (15・16)、法務局又は地方法務局の長には登録取消処分の権限はない。